## 基礎から確認！働き方改革関連法 I

～リスクを減らす労働時間管理～
〔長時間労働に潜むリスクと長時間労働削減に向けての労働時間管理〕

社会保険労務士法人伊藤人事労務研究所

## 目次

1．近年の長時間労働（過重労働防止）に関する主な法令•労働行政の動向1－1．過重労働防止に関する近年の主な労働行政システムと監督状況
1－2．長時間労働削減に関する行政の動向 P． 4 3－2．時間外労働削減のための取り組み状況
$1-3$ ．労働基準監督署による監督指導の主な流れ ..... P． 5
3－3．時間外労働削減のための取り組みと実労働時間の関係 ..... P． 21
1－4．長時間労働のもたらすリスクやデメリット
3－6．長時間労働削減に向けた取り組み内容の点検 ..... P． 27
2．労働時間に関連する基礎知識（労働基準法，労働安全衛生法等）P． 20
3－5．時間外労働削減のポイント ..... P． 26
3．長時間労働をなくすための労働時間管理
．．P．3－1．長時間労働となりやすい原因 ..... P． 19 ..... 19
P． 6 3－4．時間外労働削減の取り組みの具体例 ..... P．22～P． 25
P． 8 3－7．長時間労働削減に向けた労務管理の実務 ..... P． 28
2－2．法定労働時間と所定労働時間 ..... P． 9
2－3．法定休日と所定休日 ..... P． 10
2－4．時間外労働及び休日労働と36協定 ..... P． 11
2－5．36協定の限度時間及び特別条項 ..... P． 12
2－6．過労死の労災認定基準 ..... P． 13
2－7．労働時間の把握義務 ..... P．14～P． 15
2－8．安全配慮義務 ..... P． 16
2－9．長時間労働者に対する面接指導 ..... P． 17

[^0]1．近年の長時間労働（過重労働防止）に関する主な法令•労働行政の動向

## 1－1．過重労働防止に関する近年の主な労働行政システムと監督状況

2015年末に発生した広告代理店における過重労働による過労死自殺という痛ましい事件が大きく注目されたこともあり，近年，過重労働防止に向けた動きが加速しています。ここ数年における政府及び行政の具体的な施策は以下のとおりです。

| 2015／12／25 | 広告代理店の入社 1 年目の女性社員が投身自殺。 |
| :---: | :---: |
| 2016／4／1 | 月残業 100 H 超から月 80 H に監督対象を拡大。厚労省労働基準局に「過重労働撲滅特別対策班（通称「かとく」）」を設置。 |
| 2016／9／30 | 三田労基署が，上記投身自殺者に対して労災認定。 $10 / 7$ にこの労災認定に対する記者会見を行う。 $\rightarrow$ マスコミ報道 |
| 2016／12／26 | 「過労死等ゼロ」緊急対策 $\Rightarrow$ 詳細は次ページにて。 |
| 2017／1／20 | 「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等によ る指導の実施及び企業名の公表について」（2017．1．20基発0120第1号） <br> 「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（2017．1．20基発0120第3号） |
| 2017／3／30 | 「労働基準関係法令違反に係る公表事案のHP掲載について」（2017．1．30基発0330第11号） $\rightarrow 5 / 10$ ：労働基準関係法令違反に係る事案を公表（334社） |
| 2017／6／1 | 労安衛則（改正）の施行 $\rightarrow$ 長時間労働者に関する情報の産業医への提供（52の2第3項）等 |
| 2018／6／29 | 「働き方改革関連法案」成立 |

## 1－2．長時間労働削減に関する行政の動向

厚生労働省は2014／9／30付で「長時間労働削減推進本部」を設置，それ以降，長時間労働の撲滅に向けて様々な取り組みを行っています。

## 1．指導監督体制の騷化

- 東京労働局•大阪労働局に過重労働撲滅対策特別班（「かとく」）を設置（2015／4月～）
- 監督指導の対象について，時間外労働の基準を月100H超から月80H超に下げる。

【かとく発足以降の主な刑事処分事案】

| 企業名 | 書類送検 | 起炞－不起訴／結果 |
| :---: | :--- | :--- |

2．企業名公表制度の強化
－「過労死等ゼロ」緊急対策を発表［2016／12／26］。3つの方針が打ち出される。
（1）違法な長時間労働の是正•••••労唯時間の適正把握に関する新ガイドラインの策定（2017／1／20公表） （2）メンタルヘルス，パワハラ防止対策
（3）過労死ゼロの取組みの強化•••2017／1／20違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対し，都道府県労働基準局長等による指導の実施及び企業名を公表する旨の通達が出された。

## 1－3．労働基準監督署による監督指導の主な流れ



## 【主な調査事項の例】

（1）労働時間の管理方法 タイムカード・ICカード，自己申告制など，どのように確認•記録 しているか など

②労働時間を適正に把握しているか
自己申告制の場合，申告時間と実労働時間の乘離はないか，乘離がある場合に，その原因を確認しているか など
（3）36協定にかかる事項
36協定が締結されているか，限度基準が遵守されているか，特別条項の運用が適切か など
（4）時間外労働について
実績の有無，時間外労働の程度，過重労働と認められるような勤務状況の有無 など
（5）サービス残業等に関する事項
労働時間の適性把握がなされているか，割増賃金が適正に計算されているか，定額残業代を導入している場合，その運用が法令等に基づいているか など

## 1－4．長時間労働のもたらすリスクやデメリット

長時間労働が続くと企業内部で何が起こるか。



[^0]:    © 2020 Profession Network

